

品川区立区民活動交流施設内協働推進施設の使用に関する要綱

制定	平成22年10月7日	要綱第118号
改正	平成23年4月1日	要綱第89号
改正	平成27年4月1日	要綱第218号
改正	平成30年7月1日	要綱第151号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立区民活動交流施設条例（平成22年品川区条例第30号。以下「条例」という。）および品川区立区民活動交流施設条例施行規則（平成22年品川区規則第42号。以下「規則」という。）に基づき、品川区立区民活動交流施設のうち協働推進施設の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 条例第5条に規定する公募は、品川区ホームページ、品川区広報紙等により行う。

(申請要件)

第3条 規則第2条第1号に規定する「その他これに準ずる団体と区長が認めるもの」で、特に活動拠点室を使用することができる要件は、次のとおりとする。

- (1) 品川区（以下「区」という。）の地域課題または社会的課題を解決するための活動を行っていること。
- (2) 将来の活動目標および活動計画が明確で、自立を目指していること。
- (3) 国、都、区等から補助金を受けている場合、当該補助金を活動拠点室の使用料に充当していないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(審査委員会)

第4条 規則第3条第6項の規定による活動拠点室の使用の申請または同条第7項の規定による交流スペースの使用の申請をした団体を審査するため、協働推進施設使用団体審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に委員長を置き、地域振興部協働・国際担当課長の職にある者を充てる。
- 3 委員会に次の各号に掲げる委員を置く。

- (1) 地域振興部地域活動課協働推進係長
- (2) 文化スポーツ振興部文化観光課文化振興係長
- 4 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 5 委員長は、必要と認める場合は、第3項に掲げる委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、地域振興部地域活動課協働推進係長がその職務を代理する。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 9 委員会の庶務は、地域振興部地域活動課協働推進係において処理する。
- 10 委員会は、その結果を区長に報告する。

(委員会の所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 活動拠点室の新規使用申請に関する事。
- (2) 活動拠点室の使用期間の更新申請に関する事。
- (3) その他協働推進施設の使用および運営に関する事。

(審査基準および審査)

第6条 委員会にて行う審査の基準は、第3条の要件に基づき、委員会が別に定める。

- 2 規則第3条第8項の規定により協働推進施設のうち活動拠点室の使用の申請をした者の数が活動拠点室の募集の数を超えた場合の選定を行う際には、募集のあった団体に順位を付すものとする。

(使用料の徴収)

第7条 区長は、条例第8条第2項に基づき使用料を徴収する場合は、区が発行する納付書によるものとする。

(使用条件)

第8条 協働推進施設の使用の承認を受けた者（以下「協働推進施設使用者」という。）が、協働推進施設の使用に際して遵守すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協働推進施設の運営に協力すること。
- (2) 当該施設は、災害時における避難場所になるため、災害時には施設の開放とともに係員の指示に従うこと。
- (3) 活動拠点室において、電話、ファクシミリ、インターネット等の通信設備等を設置する場合は係員の指示に従うとともに、その費用はそれを使用する者が全額負担すること。
- (4) その他、協働推進施設の使用にあたっては、係員の指示に従うこと。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協働推進施設の運営に関し必要な事項は地域振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から適用する。
- 2 協働推進施設の使用に係る手続に必要な事項は、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 7 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。